

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十三条の改正規定のうち第三項第一号中「、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき」を削り、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。

第十八条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十五条中「含む。」の下に「、第三十八条の二の規定により没収の裁判をすることができない場合における同条に規定する手続」を加える。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(滞納処分に係る財産の没収の制限)

第三十八条の二 没収保全がされる前に滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、当該財産が犯罪被害財産である場合において、第十三条第三項の規定により当該財産を没収することができるときは、この限りでない。

（滞納処分の停止）

第三十八条の三 裁判所は、滞納処分による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、滞納処分の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を滞納処分による差押えをした徴収職員等（徴収職員、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。以下この条において同じ。）に提出したときは、徴収職員等は、滞納処分を停止しなければならない。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、

又は滞納処分の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは徴収職員等の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

第四十条第一項中「（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は」を削り、「若しくは没収保全」を「又は没収保全」に改める。

第四十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十二条第一項中「ことを含む」を「ことを、第三十八条の三第一項の規定による決定に関しては同項に規定する理由がないことを含む」に改める。

附則第二条中「第十三条第三項第一号」の下に「及び第四号」を加える。